

パブリックコメント案の修正について

パブリックコメントの実施後に、防災会議委員や関係機関等から事前にご意見をお寄せいただきましたので、次のとおり修正案を提案いたします。【 】は修正意見提案機関名 ページ欄はパブコメ新旧対照表の該当ページ（網掛けは、現行計画の該当ページ）

総則編

第1章 第3節 市の概要

気象概況の表中、平成25年の累雪量欄が空欄であったが、観測結果が確定したため追加記載するもの。【事務局】

ページ	パブコメ案	修正案
7	1 糸魚川市の自然概況 (3) 気象 ■ 気象概況 表中 平成25年の累雪量(cm) 「空欄」	【事務局】 ■ 気象概況 表中 平成25年の累雪量(cm) <u>83cm</u> 追加記載

第1章 第4節 災害の履歴

焼山火山災害の火山活動の記録について、新潟焼山避難計画に掲載されている表のとおり、「日本活火山総覧（第4版）」（気象庁編 2013）の内容に修正願いたい。【新潟地方気象台】

⇒ 次の修正案のとおり、日本活火山総覧（第4版）に記載されている火山活動については記載する。ただし、その他の地元の記録として記載されている内容については残すものとする。【事務局】

ページ	現行計画	修正案										
29	4 焼山火山災害 (1) 火山活動の記録	4 焼山火山災害 【事務局】 (1) 火山活動の記録 <u>(▲は「日本活火山総覧（第4版）」（気象庁編2013）による噴火年を示す）</u>										
	<table border="1"> <tr> <td>約3,000年前</td> <td>火山形成：早川谷へ火砕流、土石流が流下したと見られる。南側（真川）にも溶岩流が流下したと見られる。</td> </tr> <tr> <td>約1,000年前</td> <td>大噴火：日本海まで火砕流が流下（地質調査による。）</td> </tr> </table>	約3,000年前	火山形成：早川谷へ火砕流、土石流が流下したと見られる。南側（真川）にも溶岩流が流下したと見られる。	約1,000年前	大噴火：日本海まで火砕流が流下（地質調査による。）	<table border="1"> <tr> <th>年代</th> <th>現象・活動経過・被害状況等</th> </tr> <tr> <td>約3,000年前</td> <td>火山形成：早川谷へ火砕流、土石流が流下したと見られる。南側（真川）にも溶岩流が流下したと見られる。</td> </tr> <tr> <td>約1,000年前</td> <td>大噴火：日本海まで火砕流が流下（地質調査による。）</td> </tr> </table>	年代	現象・活動経過・被害状況等	約3,000年前	火山形成：早川谷へ火砕流、土石流が流下したと見られる。南側（真川）にも溶岩流が流下したと見られる。	約1,000年前	大噴火：日本海まで火砕流が流下（地質調査による。）
約3,000年前	火山形成：早川谷へ火砕流、土石流が流下したと見られる。南側（真川）にも溶岩流が流下したと見られる。											
約1,000年前	大噴火：日本海まで火砕流が流下（地質調査による。）											
年代	現象・活動経過・被害状況等											
約3,000年前	火山形成：早川谷へ火砕流、土石流が流下したと見られる。南側（真川）にも溶岩流が流下したと見られる。											
約1,000年前	大噴火：日本海まで火砕流が流下（地質調査による。）											

		887年（仁和3年7月30日）崩壊（午後3～5時、日本大地震、焼山焼け崩れ、石や砂が流出し、8月5日まで続いた。堀口家「往古早川谷の絵図」より）		887年（仁和3年7月30日）崩壊（午後3～5時、日本大地震、焼山焼け崩れ、石や砂が流出し、8月5日まで続いた。堀口家「往古早川谷の絵図」より）
	989年（永延3年）	噴火（伴家文書より）	<u>▲887年（仁和3年）</u>	<u>現象：水蒸気噴火→マグマ噴火</u> <u>火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流→溶岩流。噴火場所は山頂付近？</u>
	1361年 （康安元年6月1日）	崩壊（大噴火、火砕流、現在の円頂丘形成、堀口家「往古早川谷の絵図」より） （大地震の時、海陸の大崩れがあったが、茶臼山も鏝の所から倒れ、早川の入海を埋めてしまった。）	<u>▲989年（永延3年）</u>	<u>現象：マグマ噴火</u> <u>火砕物降下あるいは火砕サージ、溶岩流。噴火場所は山頂付近？</u>
	1773年 （安永2年）	噴火：北方へ火砕流（東中段より抜け出し、東西南北焼け回り、夜毎に明るく火炎焼けし、たちまち雷雹して、岩はもちろん大石を焼き、砂流れる音、砂流れる音肝に響き……堀口家「林蔵文庫」より）	<u>▲1361年（正平16年）</u>	<u>現象：大規模マグマ噴火</u> <u>火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流→溶岩流。噴火場所は山頂部。</u> <u>崩壊？（大噴火？火砕流？今のドーム形成？）</u> <u>マグマ噴出量は0.33DREkm³（VEI3）</u> （康安元年6月1日） 崩壊（大噴火、火砕流、現在の円頂丘形成、堀口家「往古早川谷の絵図」より） （大地震の時、海陸の大崩れがあったが、茶臼山も鏝の所から倒れ、早川の入海を埋めてしまった。）
			<u>▲1773年（安永2年）</u>	<u>現象：中規模マグマ噴火</u> <u>北方へ火砕流。火砕物降下あるいは火砕サージ→火砕流。</u> <u>噴火場所は山頂火口（御鉢）</u> <u>マグマ噴出量は0.02DREkm³（VEI3）</u> 噴火：北方へ火砕流（東中段より抜け出し、東西南北焼け回り、夜毎に明るく火炎焼けし、たちまち雷雹して、岩はもちろん大石を焼き、砂流れる音、砂流れる音肝に響き……堀口家「林蔵文庫」より）

1852年～1854年（嘉永5年～安政元年）	噴火：1852年11月1日夜噴火、翌年5月頃まで続く。1854年にも噴火。噴火地点は北西山腹の割れ目で多くの噴気孔を生成し多量の硫黄を噴出（伴家文書より）	▲1852年～1854年（嘉永5年～安政元年）	<u>現象：水蒸気噴火 火砕物降下、硫黄流。噴火場所は北西山腹の割れ目火口。</u> 1852年11月1日夜噴火、翌年5月頃まで続く。1854年にも噴火。噴火地点は北西山腹の割れ目で多くの噴気孔を生成し多量の硫黄を噴出。 <u>活動のピークは1852年の噴火であつたらしい。</u>
1949年2月5日（昭和24年）	噴火：爆発音、北関東に降灰。2月8日にも噴火、爆発音	▲1949年（昭和24年）	<u>現象：水蒸気噴火（2月5日、2月8日、5月19日、9月13日） 火砕物降下、泥流。噴火場所は山頂南西～北東山腹割れ目火口。</u> 2月5日噴火：爆発音、北関東に降灰。 2月8日噴火：爆発音。 5月19日噴火：鳴動、爆発音。雪解けに伴い5月14日から早川変色。 7月30日泥流：大雨のため泥流となり被害。 9月13日噴火
1949年5月19日（昭和24年）	噴火：鳴動、爆発音。雪解けに伴い5月14日から早川変色		
1949年7月30日（昭和24年）	泥流：大雨のために泥流となり被害		
1949年9月13日（昭和24年）	噴火		
1962年3月14日（昭和37年）	小噴火：降灰	▲1962年（昭和37年）	<u>現象：水蒸気噴火（3月14日） 火砕物降下。降灰。噴火場所は山頂火口。</u>
1963年7月・8月（昭和38年）	異常音響？	▲1963年（昭和38年）	<u>現象：水蒸気噴火（2月14日・15日、3月19日、7月10日） 火砕物降下。噴火場所は山頂部。</u>
1974年7月28日（昭和49年）	噴火：午前2時50分頃、山頂から北北東及び西北西方向の割れ目に沿ってできた小さな火口群で水蒸気爆発が発生。爆発で噴出され火山灰は、約65万tと推定され、焼山から160km離れた福島県まで達した。 また、火山灰を含んだ泥水が火口部から直接噴出し、泥流となって火打山川と	▲1974年（昭和49年）	<u>現象：水蒸気噴火（7月28日） 火砕物降下、泥流。噴火場所は山頂部割れ目火口群。（VEI1）</u> 噴火：午前2時50分頃、山頂から北北東及び西北西方向の割れ目に沿ってできた小さな火口群で水蒸気爆発が発生。爆発で噴出され火山灰は、約65万tと推定され、焼山から160km離れた福島県ま

30		<p>焼山川を流れ下った。泥流は、河川の流水及び土砂を巻き込んで土石流化し、溪床や溪岸を浸食しながら中川原新田付近まで流下した。土石流によって流出した土砂量は、50～60万m³と推定される。</p> <p>被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者3名（登山者が火山弾の直撃を受け死亡） ・ 土石流により農業用取水堤埋没、発電所取水堤埋没 ・ 火山灰により約22haの農地被害、養殖所の紅鱒被害等 		<p>で達した。</p> <p>また、火山灰を含んだ泥水が火口部から直接噴出し、泥流となって火打山川と焼山川を流れ下った。泥流は、河川の流水及び土砂を巻き込んで土石流化し、溪床や溪岸を浸食しながら中川原新田付近まで流下した。土石流によって流出した土砂量は、50～60万m³と推定される。</p> <p>被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者3名（登山者が火山弾の直撃を受け死亡） ・ 土石流により農業用取水堤埋没、発電所取水堤埋没 ・ 火山灰により約22haの農地被害、養殖所の紅鱒被害等
			<p><u>▲1983年（昭和58年）</u></p>	<p><u>現象：水蒸気噴火（4月14日～15日）火砕物降下。噴火場所は山頂火口西側。</u></p> <p><u>焼山中央火口の西寄りの古い噴気孔で、極めて小規模な水蒸気爆発。山頂付近降灰。</u></p>
	1987年～1991年 （昭和62年～平成3年）	<p>山頂付近で噴気活動活発。特に1987年5月、1988年10月、1989年3月～4月に活発で、灰色味を帯びた噴煙や雪面の変色も見られた。</p>	1987年～1991年 （昭和62年～平成3年）	<p>山頂付近で噴気活動活発。特に1987年5月、1988年10月、1989年3月～4月に活発で、灰色味を帯びた噴煙や雪面の変色も見られた。</p>
	1991年10月19日 （平成3年）	<p>有色噴気</p>	1991年（平成3年）	<p><u>10月19日</u>：有色噴気</p>
	1993年12月13日 （平成5年）	<p>地震。16日ヘリコプターによる調査では、活動は落ち着いている。降灰は認められなかった。</p>	1993年（平成5年）	<p><u>12月13日</u>：地震</p> <p><u>12月16日</u>ヘリコプターによる調査では、活動は落ち着いている。降灰は認められなかった。</p>
1994年3月14日 （平成6年）	<p>水蒸気量が通常の3～4倍となった。16日ヘリコプターによる調査では、異常は認められなかった。</p>	1994年（平成6年）	<p><u>3月14日</u>：水蒸気量が通常の3～4倍となった。</p> <p>3月16日ヘリコプターによる調査では、異常は認められなかった。</p>	

<p>1995年 <u>6月2日</u> (平成7年)</p>	<p>火打山川の水が白濁後黒変した。ヘリコプターによる調査では、山頂及び北東の山頂付近から極微量の噴気が確認できた。東側の斜面の変色は認められなかった。</p>	<p>1995年 (平成7年)</p>	<p><u>6月2日</u>：火打山川の水が白濁後黒変した。 ヘリコプターによる調査では、山頂及び北東の山頂付近から極微量の噴気が確認できた。東側の斜面の変色は認められなかった。</p>
<p>1996年 <u>4月18日</u> (平成8年)</p>	<p>降灰らしい物の情報。調査結果、黄砂ではないか（前日中部地方で観測されている。）という情報を報道参考資料として、気象庁、新潟地方気象台、高田測候所から発表</p>	<p>1996年 (平成8年)</p>	<p><u>4月18日</u>：降灰らしい物の情報。 調査結果、黄砂ではないか（前日中部地方で観測されている。）という情報を報道参考資料として、気象庁、新潟地方気象台、高田測候所から発表。</p>
<p>1996年 <u>10月29日</u> (平成8年)</p>	<p>やや灰色っぽい噴気。噴気活動は異常なし</p>		<p><u>10月29日</u>：やや灰色っぽい噴気。噴気活動は異常なし。</p>
<p>1997年 <u>10月下旬から</u> (平成9年)</p>	<p><u>10月下旬頃から噴気の多い状態が続いている。11月12日、笹が峰からの遠望観測で東側の噴気孔から南東斜面にかけて、やや黒っぽい変色域を確認。11月下旬から気象庁で、地震計を設置してデータ収集に入る。</u></p>	<p><u>▲1997年～1998年</u> (平成9年～10年)</p>	<p><u>現象：小規模水蒸気噴火（1997年10月29日、11月8日～9日、12日～1998年2月下旬～3月30日）</u> <u>火砕物降下。噴火場所は山頂東斜面。</u> <u>1997年10月29日以降、1998年2月下旬から3月30日の間に4回火山灰を噴出させる活動があった。（VEI1）</u></p>
<p>(資料提供：高田測候所)</p>		<p>(削除)</p>	

第1章 第4節 災害の履歴

「7 県内に被害を与えた地震とその被害 (2) 明治以降」の表について、震央地名等の修正【新潟地方気象台】

ページ	現 行 計 画	修 正 案																																																																																
33	<p>7 県内に被害を与えた地震とその被害 (2) 明治以降 (新潟地方気象台資料による。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発 生 年 月 日</th> <th>規 模</th> <th>地 名</th> <th>災 害 の 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1886. 7. 23 (明治19)</td> <td>5. 3</td> <td>新潟、長野 県境</td> <td>東頸城郡で土蔵破損、橋梁破壊などの被害</td> </tr> <tr> <td>1887. 7. 22 (明治20)</td> <td>5. 7</td> <td>押切(長岡市)</td> <td>古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋に全半壊あり</td> </tr> <tr> <td>1898. 5. 26 (明治31)</td> <td>6. 1</td> <td>六日町</td> <td>六日町で土蔵・家屋の亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂あり</td> </tr> <tr> <td>1904. 5. 8 (明治37)</td> <td>6. 1</td> <td>六日町</td> <td>南魚沼郡五十沢村付近で土蔵、家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり</td> </tr> <tr> <td>1905. 1. 23 (明治38)</td> <td>5. 6</td> <td>佐渡西方 沖</td> <td>震域は能登、長野に及ぶ</td> </tr> <tr> <td>1905. 7. 23 (明治38)</td> <td>5. 2</td> <td>安塚町</td> <td>壁に亀裂</td> </tr> <tr> <td>1910. 5. 26 (明治43)</td> <td>6. 3</td> <td>新潟・長野 県境</td> <td>東頸城郡大島村菖蒲及び菱里村須川が最も強く、石垣の破損、地面の亀裂あり</td> </tr> <tr> <td>1911. 9. 5 (明治44)</td> <td>6. 6</td> <td>佐渡沖</td> <td>強震域は佐渡南部、越後海岸</td> </tr> <tr> <td>1914. 11. 15 (大正3)</td> <td>5. 7</td> <td>高田付近</td> <td>壁に亀裂、屋根石落下</td> </tr> </tbody> </table>	発 生 年 月 日	規 模	地 名	災 害 の 状 況	1886. 7. 23 (明治19)	5. 3	新潟、長野 県境	東頸城郡で土蔵破損、橋梁破壊などの被害	1887. 7. 22 (明治20)	5. 7	押切(長岡市)	古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋に全半壊あり	1898. 5. 26 (明治31)	6. 1	六日町	六日町で土蔵・家屋の亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂あり	1904. 5. 8 (明治37)	6. 1	六日町	南魚沼郡五十沢村付近で土蔵、家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり	1905. 1. 23 (明治38)	5. 6	佐渡西方 沖	震域は能登、長野に及ぶ	1905. 7. 23 (明治38)	5. 2	安塚町	壁に亀裂	1910. 5. 26 (明治43)	6. 3	新潟・長野 県境	東頸城郡大島村菖蒲及び菱里村須川が最も強く、石垣の破損、地面の亀裂あり	1911. 9. 5 (明治44)	6. 6	佐渡沖	強震域は佐渡南部、越後海岸	1914. 11. 15 (大正3)	5. 7	高田付近	壁に亀裂、屋根石落下	<p>7 県内に被害を与えた地震とその被害 (2) 明治以降 (新潟地方気象台資料による。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発 生 年 月 日</th> <th>規 模</th> <th>震央地名</th> <th>新潟県内の被災状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1886. 7. 23 (明治19)</td> <td>5. 3</td> <td>新潟県上 越地方</td> <td>東頸城郡で土蔵破損、橋梁破壊などの被害</td> </tr> <tr> <td>1887. 7. 22 (明治20)</td> <td>5. 7</td> <td>新潟県中 越地方</td> <td>古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋に全半壊あり</td> </tr> <tr> <td>1898. 5. 26 (明治31)</td> <td>6. 1</td> <td>新潟県中 越地方</td> <td>六日町で土蔵・家屋の壁亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂あり</td> </tr> <tr> <td>1904. 5. 8 (明治37)</td> <td>6. 1</td> <td>新潟県中 越地方</td> <td>南魚沼郡五十沢村付近で土蔵、家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><左記削除></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1905. 7. 23 (明治38)</td> <td>5. 2</td> <td>新潟県上 越地方</td> <td>壁に亀裂</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><左記削除></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><左記削除></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1914. 11. 15 (大正3)</td> <td>5. 7</td> <td>新潟県上 越地方</td> <td>高田・直江津・桑取谷で家・土蔵の壁の落下・亀裂、屋根石転落・石碑転倒</td> </tr> </tbody> </table>	発 生 年 月 日	規 模	震央地名	新潟県内の被災状況	1886. 7. 23 (明治19)	5. 3	新潟県上 越地方	東頸城郡で土蔵破損、橋梁破壊などの被害	1887. 7. 22 (明治20)	5. 7	新潟県中 越地方	古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋に全半壊あり	1898. 5. 26 (明治31)	6. 1	新潟県中 越地方	六日町で土蔵・家屋の壁亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂あり	1904. 5. 8 (明治37)	6. 1	新潟県中 越地方	南魚沼郡五十沢村付近で土蔵、家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり			<左記削除>		1905. 7. 23 (明治38)	5. 2	新潟県上 越地方	壁に亀裂			<左記削除>				<左記削除>		1914. 11. 15 (大正3)	5. 7	新潟県上 越地方	高田・直江津・桑取谷で家・土蔵の壁の落下・亀裂、屋根石転落・石碑転倒
発 生 年 月 日	規 模	地 名	災 害 の 状 況																																																																															
1886. 7. 23 (明治19)	5. 3	新潟、長野 県境	東頸城郡で土蔵破損、橋梁破壊などの被害																																																																															
1887. 7. 22 (明治20)	5. 7	押切(長岡市)	古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋に全半壊あり																																																																															
1898. 5. 26 (明治31)	6. 1	六日町	六日町で土蔵・家屋の亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂あり																																																																															
1904. 5. 8 (明治37)	6. 1	六日町	南魚沼郡五十沢村付近で土蔵、家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり																																																																															
1905. 1. 23 (明治38)	5. 6	佐渡西方 沖	震域は能登、長野に及ぶ																																																																															
1905. 7. 23 (明治38)	5. 2	安塚町	壁に亀裂																																																																															
1910. 5. 26 (明治43)	6. 3	新潟・長野 県境	東頸城郡大島村菖蒲及び菱里村須川が最も強く、石垣の破損、地面の亀裂あり																																																																															
1911. 9. 5 (明治44)	6. 6	佐渡沖	強震域は佐渡南部、越後海岸																																																																															
1914. 11. 15 (大正3)	5. 7	高田付近	壁に亀裂、屋根石落下																																																																															
発 生 年 月 日	規 模	震央地名	新潟県内の被災状況																																																																															
1886. 7. 23 (明治19)	5. 3	新潟県上 越地方	東頸城郡で土蔵破損、橋梁破壊などの被害																																																																															
1887. 7. 22 (明治20)	5. 7	新潟県中 越地方	古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋に全半壊あり																																																																															
1898. 5. 26 (明治31)	6. 1	新潟県中 越地方	六日町で土蔵・家屋の壁亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂あり																																																																															
1904. 5. 8 (明治37)	6. 1	新潟県中 越地方	南魚沼郡五十沢村付近で土蔵、家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり																																																																															
		<左記削除>																																																																																
1905. 7. 23 (明治38)	5. 2	新潟県上 越地方	壁に亀裂																																																																															
		<左記削除>																																																																																
		<左記削除>																																																																																
1914. 11. 15 (大正3)	5. 7	新潟県上 越地方	高田・直江津・桑取谷で家・土蔵の壁の落下・亀裂、屋根石転落・石碑転倒																																																																															

1927.10.27 (昭和2)	5.2	三島郡	三島郡で道路損壊、家屋倒壊 (関原地震)	1927.10.27 (昭和2)	5.2	新潟県中越地方	三島郡で道路損壊、家屋倒壊 (関原地震)
1933.10.4 (昭和8)	6.1	県中部	北魚沼郡で屋根石落下、壁に亀裂	1933.10.4 (昭和8)	6.1	新潟県中越地方	北魚沼郡で屋根石落下、壁に亀裂
1947.4.14 (昭和22)	5.7	西頸城郡能生谷	能生谷村で1か月後、山崩れ起こる。	1947.4.14 (昭和22)	5.7	新潟県上越地方	能生谷村で1か月後、山崩れ起こる。
1951.8.2 (昭和26)	5.0	保倉川上流	震源地付近で炭焼小屋の倒壊、墓石の転倒あり	1951.8.2 (昭和26)	5.0	新潟県上越地方	震央付近で墓石の転倒・窓ガラス破損、炭焼小屋の倒壊、墓石の転倒あり
1961.2.2 (昭和36)	5.2	長岡市西部	死者5人、住宅全壊220棟、半壊465棟、小壊804棟 長岡地震	1961.2.2 (昭和36)	5.2	新潟県中越地方	死者5人、住宅全壊220棟、半壊465棟、小壊804棟 長岡地震
1964.6.16 (昭和39)	7.5	粟島付近	死者14人、住宅全半壊13,248棟 新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった (新潟地震)。	1964.6.16 (昭和39)	7.5	新潟県下越沖	死者14人、住宅全半壊13,248棟 新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった (新潟地震)。
1971.2.26 (昭和46)	5.5	高田付近	負傷13人、雪崩数か所、小規模な地割れ、山崩れ	1971.2.26 (昭和46)	5.5	新潟県上越地方	負傷13人、雪崩数か所、小規模な地割れ、山崩れ
1983.10.16 (昭和58)	5.3	糸魚川付近	糸魚川市で負傷2人	1983.10.16 (昭和58)	5.3	新潟県上越地方	糸魚川市で負傷2人
1990.12.7 (平成2)	5.4	刈羽郡高柳町付近	道路の陥没、家屋の壁面亀裂	1990.12.7 (平成2)	5.4	新潟県中越地方	道路の亀裂・陥没・決壊、家屋の壁面亀裂
1992.12.27 (平成4)	4.5	中魚沼郡津南町付近	小・中学校の体育館天井落下、家屋の壁面や道路の亀裂	1992.12.27 (平成4)	4.5	新潟県中越地方	小・中学校の体育館天井落下、家屋の壁面や道路の亀裂
1993.2.7 (平成5)	6.6	能登半島沖	負傷1人、落石、崩土	1993.2.7 (平成5)	6.6	能登半島沖	負傷1人、落石、崩土
1995.4.1 (平成7)	5.6	北蒲原郡南部	負傷82人、家屋全壊55棟、半壊181棟	1995.4.1 (平成7)	5.6	新潟県下越地方	負傷82人、家屋全壊55棟、半壊181棟
1998.2.21 (平成10)	5.2	中越地方 (松代・松	負傷1人、ブロック塀の破損1か所、家屋一部損壊5	1998.2.21 (平成10)	5.2	新潟県中越地方	負傷1人、ブロック塀の破損1か所、家屋一部損壊5棟

	2001. 1. 4 (平成13)	5.3	<u>之山)</u> <u>中越地方</u> <u>(津南・中里、塩沢等)</u>	棟 負傷2人、家屋一部損壊192棟、文教施設27棟		2001. 1. 4 (平成13)	5.3	<u>新潟県中越地方</u>	負傷2人、家屋一部損壊192棟、文教施設27棟
	2004.10.23 (平成16)	6.8	<u>中越地方</u> <u>(川口・山古志等)</u>	死者68人、負傷者4,795人、住家全壊3,175棟、住家半壊13,810棟、道路網寸断、河道閉塞、各地で土砂災害多発、上越新幹線脱線 (新潟県中越大震災)		2004.10.23 (平成16)	6.8	<u>新潟県中越地方</u>	死者68人、負傷者4,795人、住家全壊3,175棟、住家半壊13,810棟、道路網寸断、河道閉塞、各地で土砂災害多発、上越新幹線脱線 (新潟県中越大震災)
	2005. 6.20 (平成17)	5.0	<u>中越地方</u> <u>(長岡・柏崎等)</u>	負傷者1人、住家一部損壊5棟		2005. 6.20 (平成17)	5.0	<u>新潟県中越地方</u>	負傷者1人、住家一部損壊5棟
	2005. 8.21 (平成17) (以下省略)	5.0	<u>中越地方</u> <u>(長岡等)</u>	負傷者2人		2005. 8.21 (平成17) (以下省略)	5.0	<u>新潟県中越地方</u>	負傷者2人

第1章 第4節 災害の履歴

「8 新潟県内の地震」の「新潟地震」と「新潟県北部の地震」について、震源を現在の発表名に変更し、緯度経度を最新の値に修正

【新潟地方气象台】

ページ	現 行 計 画	修 正 案
34	8 新潟県内の地震 (1) 新潟地震とその被害 ① 震源、規模 表中 震源・規模 <u>新潟県北部西方沖 (栗島南方)</u> 北緯 38 度 <u>22 分</u> 、東経 139 度 <u>13 分</u>	8 新潟県内の地震 (1) 新潟地震とその被害 ① 震源、規模 表中 震源・規模 <u>新潟県下越沖</u> 北緯 38 度 <u>22.2 分</u> 、東経 139 度 <u>12.7 分</u>
36	(2) 新潟県北部の地震とその被害 ① 震源、規模 表中 震源・規模 <u>新潟県北部 (北蒲原郡南部)</u> 北緯 37 度 <u>53 分</u> 、東経 139 度 <u>15 分</u> 深さ約 <u>17km</u> マグニチュード <u>6.0</u>	(2) 新潟県北部の地震とその被害 ① 震源、規模 表中 震源・規模 <u>新潟県下越地方</u> 北緯 37 度 <u>53.4 分</u> 、東経 139 度 <u>14.8 分</u> 深さ約 <u>16km</u> マグニチュード <u>5.6</u>

震災対策編

第2章 緊急地震速報と地震情報

- ・「(1)緊急地震速報の発表等」について、“新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。”と記載があるが、「(4)普及啓発の促進」に同様のことが記載されているため削除。【新潟地方気象台】
- ・「緊急地震速報で用いる区域の名称」の表中、注釈及び「(3)緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動」の表中の表記の適正化。
【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
5	<p>1 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。〈中略〉 <u>新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</u> 地震及び津波警報等発表の流れは、津波災害対策編第3章「第6節 津波避難計画」に定める。</p> <p>緊急地震速報で用いる区域の名称 表中 区域の名称 <u>郡市区町村名</u> 注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。</p> <p>〈中略〉</p> <p>(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 表中 車の運転中 <u>急ブレーキをさける</u>など、</p>	<p>1 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。〈中略〉 地震及び津波警報等発表の流れは、津波災害対策編第3章「第6節 津波避難計画」に定める。</p> <p>緊急地震速報で用いる区域の名称 表中 区域の名称 <u>郡市町村名</u> 注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に<u>間に合わない。</u></p> <p>〈中略〉</p> <p>(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 表中 車の運転中 <u>急ブレーキを避ける</u>など、</p>

第2章 第1節 防災教育・訓練

気象台から市民に対して直接周知する訳ではないことから、記述を修正【新潟地方気象台】

ページ	現 行 計 画	修 正 案
5	<p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>④ 新潟地方気象台の役割</p> <p>ア 緊急地震速報、津波警報・注意報等の市民への周知</p> <p>イ 市が行う市職員に対する防災教育の支援</p>	<p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>④ 新潟地方気象台の役割</p> <p>ア <u>地震・津波防災について、利用の心得などの普及・広報</u></p> <p>イ 市が行う市職員に対する防災教育の支援</p>

第2章 第25節 避難体制の整備

災害時に必要となる福祉避難所は、県計画では、市町村長が予定施設をあらかじめ指定することとなっていることから、次の表現が適切と考える。【糸魚川地域振興局 健康福祉部】

ページ	パブコメ案	修 正 案
21	<p>(2) 市の役割</p> <p>⑤ 避難所等の指定及び整備</p> <p>エ 福祉避難所の指定検討</p> <p>障がいのある人等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるが、現在市では福祉避難所の指定は行っていない。今後、社会福祉協議会及び福祉関係団体等と協議し、<u>次の事項に留意して検討を行う。</u></p>	<p>エ 福祉避難所の指定検討</p> <p>障がいのある人等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるが、現在市では福祉避難所の指定は行っていない。今後、社会福祉協議会及び福祉関係団体等と協議し、<u>次の事項に留意して検討を行い、早期の指定に努める。</u></p>

第3章 第6節 広報計画

「大津波警報」の追加【新潟地方気象台】

ページ	現 行 計 画	修 正 案
117	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内） 表中 新潟地方気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁及び県等が観測した地震データに基づく情報（緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、地震に関する情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内） 表中 新潟地方気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁及び県等が観測した地震データに基づく情報（緊急地震速報（警報）、<u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u>、地震に関する情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。

第3章 第8節 避難所運営計画

前後の記載内容との整合性を考えると、(5)②アにおいて、福祉避難所の開設に「努める」という修正案は適当でない。

【糸魚川地域振興局 健康福祉部】

ページ	パブコメ案	修正案
37	<p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>① 避難所での配慮 〈中略〉 ウ 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。 通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。(人工呼吸器装着者、在宅酸素療法等電気を必要とする患者の場合は、電気が使える施設へ直ちに移動させる。)</p> <p>② 福祉避難所の開設 ア 市は、要配慮者が一時的に福祉施設等に入所する必要があると認めるときは、福祉施設等と連携し、指定避難所から福祉施設等への避難を支援する。 また、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所の開設に努める。 イ 県は、市による対応で施設等が不足する場合には、県内関係機関と調整する。また、施設への緊急入所を必要としない程度の要介護高齢者、障がい者等については、県旅館組合との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。</p>	<p>現行の「<u>福祉避難所を開設する。</u>」の表現のままとする。</p>

第3章 第15節 救急・救助活動計画

ページ	現行計画・パブコメ案	修正案
146 40	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 〈中略〉</p> <p>また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、<u>警察広域緊急援助隊</u>、県内広域消防応援隊、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う。</p> <p>(2) それぞれの役割 〈中略〉</p> <p>⑤ 県・県警察本部の責務 〈中略〉</p> <p>イ 県警察本部は、市等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて<u>警察広域緊急援助隊</u>を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。</p>	<p>【糸魚川警察署・事務局】</p> <p><u>警察災害派遣隊</u></p> <p><u>警察災害派遣隊</u></p>

第3章 第32節 災害時の放送

「大津波警報」の追加【新潟地方気象台】

ページ	現行計画	修正案
195	<p>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</p> <p>(1) 災害に関する警報等の周知</p> <p>関係法規及び気象庁との申し合わせにより、緊急地震速報、<u>地震速報</u>、<u>津波注意報</u>、<u>津波警報</u>等を放送する。</p>	<p>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</p> <p>(1) 災害に関する警報等の周知</p> <p>関係法規及び気象庁との申し合わせにより、緊急地震速報、<u>震度速報</u>、<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>、<u>津波注意報</u>等を放送する。</p>

第4章 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

ページ	パブコメ案	修正案
56	2 融資・貸付その他資金等の概要 表中 <u>(財)都道府県会館</u>	表中 <u>公益財団法人 都道府県会館</u> 【事務局】

風水害対策編

第2章 第6節 気象等防災観測体制の整備

観測の体系に「特別地域気象観測所」を追記【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
6	<p>(2) 観測の体系</p>	<p>(2) 観測の体系</p>

第2章 第7節 道路・橋りょう・トンネル等の風水害対策

越波に注意を要する道路があるため、道路施設の整備・強化についての項目に、法面や盛土等の斜面对策に加えて、「越波」対策についても記載をした方がよいのではないかと。【高田河川国道事務所】

ページ	現行計画	修正案
15	<p>3 それぞれの役割</p> <p>道路管理者である市、東日本高速道路株式会社、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・随時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p> <p>また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>① 法面、盛土等の斜面对策</p> <p>落石等危険箇所調査等に基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止等、災害予防のための適切な対策を施す。</p>	<p>3 それぞれの役割</p> <p>道路管理者である市、東日本高速道路株式会社、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・随時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、<u>土砂崩壊、越波等に対する防災対策ならびに</u>災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p> <p>また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>① <u>斜面对策及び越波対策</u></p> <p>落石等危険箇所調査等に基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止、<u>越波により通行に危険が及ぶ箇所の対策等</u>、災害予防のための適切な対策を施す。</p>

第3章 第3節 気象情報等伝達計画

- ・項目のタイトルや記載順序について、重要度の高い「特別警報・警報・注意報」の順に変更【新潟地方気象台】
- ・警報等の表について、より具体的な内容に差し替え（参考資料提供）【新潟地方気象台】
 - 新潟地方気象台から提供いただいた資料を参考に、特別警報・警報・注意報については、概要を新たに表として掲載することとし、それぞれの特別警報・警報・注意の内容については、概要の記載を省略し、種類と発表基準の表を掲載する。（警報・注意報基準一覧表の見方等の資料については掲載しない。）【事務局】
- ・内容の重複記載箇所の削除。土砂災害警戒情報の発表について、具体的な記述に変更【新潟地方気象台】
- ・「記録的短時間大雨情報」と「指定河川（姫川）洪水予報」に関する記述の追加。「竜巻注意情報」について説明を追加。指定河川洪水予報の表を追加。【新潟地方気象台】
- ・気象警報等の伝達系統図の差し替え【新潟地方気象台】
- ・火災気象通報についての新潟地方気象台の業務について、消防法の規定（該当条文情報）を追加【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
14	<p>2 業務の内容</p> <p>(1) <u>注意報・警報・特別警報及び気象情報</u></p> <p>新潟地方気象台は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）等法令の定めるところにより、新潟県内における<u>注意報・警報・特別警報及び気象情報</u>の発表を行い、関係機関に通知し市民に周知させる。</p> <p>① <u>注意報・警報・特別警報</u></p> <p><u>雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して注意や警戒を呼び掛ける。</u></p> <p><u>警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。</u></p> <p><u>注意報・警報・特別警報は、状況の変化に伴って現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測が変わる事があるため、このようなときには発表中の注意報・警報・特別警報の「切替」を行って内容を更新する。</u></p> <p><u>災害のおそれなくなったときには、注意報・警報・</u></p>	<p>2 業務の内容</p> <p>(1) <u>特別警報・警報・注意報</u>及び気象情報</p> <p>新潟地方気象台は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）等法令の定めるところにより、新潟県内における<u>特別警報・警報・注意報</u>及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し市民に周知させる。</p> <p>① <u>特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、県内の市町村ごとに発表する。</u></p> <p><u>特別警報・警報・注意報は、状況の変化に伴って現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測が変わる事があるため、このようなときには発表中の特別警報・警報・注意報の「切替」を行って内容を更新する。</u></p> <p>災害のおそれなくなったときには、<u>特別警報・警</u></p>

15	<p>特別警報を解除する。</p> <p>ア <u>注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準</u> 〈表省略〉</p>	<p><u>報・注意報</u>を解除する。</p> <p>ア 特別警報・警報・注意報の概要 〈表追加〉</p> <table border="1" data-bbox="1279 277 2047 740"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ <u>特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</u> ※特別警報、警報、注意報の順に表を入れ替える。</p> <table border="1" data-bbox="1279 868 2047 1447"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準（糸魚川市該当分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td> <p><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p> <p><u>客観的指標</u> <u>府県程度の広がり</u>で <u>50年に一度の大雨</u>、かつ、<u>更に雨が降り続くと予想される場合に発表される。</u></p> <p><u>【50年に一度の値】</u>（注） <u>48時間降雨量：330mm</u> <u>3時間降雨量：111mm</u> <u>土壌雨量指数：203</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	種 類	発表基準（糸魚川市該当分）	特別警報	<p><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p> <p><u>客観的指標</u> <u>府県程度の広がり</u>で <u>50年に一度の大雨</u>、かつ、<u>更に雨が降り続くと予想される場合に発表される。</u></p> <p><u>【50年に一度の値】</u>（注） <u>48時間降雨量：330mm</u> <u>3時間降雨量：111mm</u> <u>土壌雨量指数：203</u></p>
種 類	概 要													
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報													
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報													
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報													
種 類	発表基準（糸魚川市該当分）													
特別警報	<p><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p> <p><u>客観的指標</u> <u>府県程度の広がり</u>で <u>50年に一度の大雨</u>、かつ、<u>更に雨が降り続くと予想される場合に発表される。</u></p> <p><u>【50年に一度の値】</u>（注） <u>48時間降雨量：330mm</u> <u>3時間降雨量：111mm</u> <u>土壌雨量指数：203</u></p>													

16	<p>イ 注意報・警報・特別警報の発表対象区域 <u>注意報・警報</u>は新潟県内を市町村毎に分けた二次細分区域単位で発表する。 (表略)</p>	<table border="1" data-bbox="1272 153 2047 1031"> <tr> <td data-bbox="1330 153 1485 240">暴風特別警報</td> <td data-bbox="1485 153 1711 240"><u>数十年に一度の</u></td> <td data-bbox="1711 153 2047 240"><u>暴風が吹くと予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1330 240 1485 328">高潮特別警報</td> <td data-bbox="1485 240 1711 328"><u>強度の台風や同程度の温帯低気</u></td> <td data-bbox="1711 240 2047 328"><u>高潮になると予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1330 328 1485 408">波浪特別警報</td> <td data-bbox="1485 328 1711 408"><u>圧により</u></td> <td data-bbox="1711 328 2047 408"><u>高波になると予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1330 408 1485 536">暴風雪特別警報</td> <td colspan="2" data-bbox="1485 408 2047 536"><u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1330 536 1485 1031">大雪特別警報</td> <td colspan="2" data-bbox="1485 536 2047 1031"> <u>数十年に一度の降雨量となる大雪が予想される場合</u> <u>客観的指標</u> <u>府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。</u> <u>【50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深】</u> <u>地点名：能生</u> <u>50 年に一度の積雪深：308cm</u> <u>既往最深積雪：309cm</u> </td> </tr> </table> <p>〈警報・注意報の表省略〉 (注) <u>50 年に一度の値の値は、糸魚川市における 5 km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。</u></p> <p>ウ <u>特別警報・警報・注意報</u>の発表対象区域 <u>特別警報・警報・注意報</u>は新潟県内を市町村毎に分けた二次細分区域単位で発表する。 (表略)</p>	暴風特別警報	<u>数十年に一度の</u>	<u>暴風が吹くと予想される場合</u>	高潮特別警報	<u>強度の台風や同程度の温帯低気</u>	<u>高潮になると予想される場合</u>	波浪特別警報	<u>圧により</u>	<u>高波になると予想される場合</u>	暴風雪特別警報	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u>		大雪特別警報	<u>数十年に一度の降雨量となる大雪が予想される場合</u> <u>客観的指標</u> <u>府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。</u> <u>【50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深】</u> <u>地点名：能生</u> <u>50 年に一度の積雪深：308cm</u> <u>既往最深積雪：309cm</u>	
暴風特別警報	<u>数十年に一度の</u>	<u>暴風が吹くと予想される場合</u>															
高潮特別警報	<u>強度の台風や同程度の温帯低気</u>	<u>高潮になると予想される場合</u>															
波浪特別警報	<u>圧により</u>	<u>高波になると予想される場合</u>															
暴風雪特別警報	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u>																
大雪特別警報	<u>数十年に一度の降雨量となる大雪が予想される場合</u> <u>客観的指標</u> <u>府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。</u> <u>【50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深】</u> <u>地点名：能生</u> <u>50 年に一度の積雪深：308cm</u> <u>既往最深積雪：309cm</u>																

<p>17 59</p>	<p>② 気象情報</p> <p>ア <u>気象等の予報に係りのある台風、大雨その他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報・警報に先立って予告的に注意・警戒を呼びかけることを目的としたものと、注意報・警報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。</u> <u>新潟地方気象台はこれらの情報を発表する。</u></p> <p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報の発表 <u>気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、新潟地方気象台と県が共同で作成・発表する。</u> <u>新潟地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいた発表基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市の防災活動や市民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。</u></p>	<p>② 気象情報</p> <p>ア <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p> <p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報の発表 <u>気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</u> <u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</u></p>
<p>60</p>	<p>(イ) 土砂災害警戒情報の伝達 <u>土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は気象注意報・警報等の伝達系統図に準ずる。</u></p>	<p>(イ) 土砂災害警戒情報の伝達 <u>土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達系統図に準ずる。</u></p> <p>ウ <u>記録的短時間大雨情報</u> <u>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた</u></p>

ウ 竜巻注意情報

(ア) 竜巻注意情報の発表

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報等を補足する情報とし、新潟県を対象に新潟地方気象台が発表する。有効期間は発表から1時間であり、注意すべき状況が続く場合再度発表する。

(イ) 竜巻注意情報の伝達

竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は気象注意報・警報等の伝達系統図に準ずる。

分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

エ 竜巻注意情報

(ア) 竜巻注意情報の発表

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(イ) 竜巻注意情報の伝達

竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達系統図に準ずる。

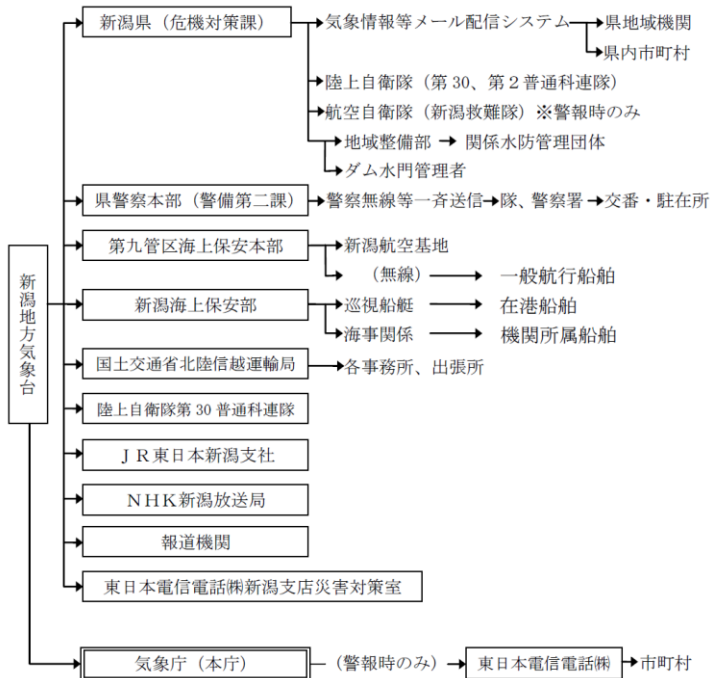
オ 指定河川（姫川）洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。姫川については、高田河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で次表の標題により発表する。

■ 指定河川洪水予報

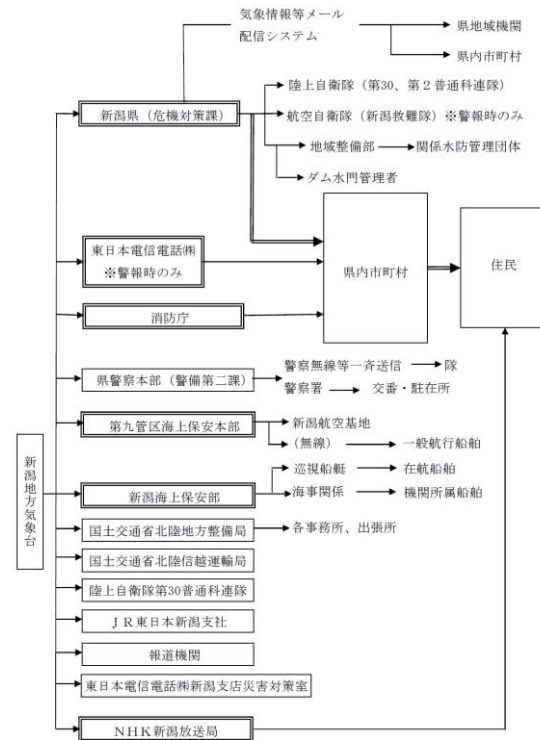
種 類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	<u>はん濫が発生したときに発表される。新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救護活動等が必要となる。</u>
	はん濫危険情報	<u>はん濫危険水位に達したときに発表される。いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、</u>

気象注意報・警報等の伝達系統図



		<u>周辺状況を確認する必要がある。</u>
	はん濫警戒情報	<u>一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> <u>避難勧告等の発令の判断の参考とする。</u>
洪水注意報	はん濫注意情報	<u>はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> <u>避難準備情報等の発令の判断の参考とする。</u>

気象・警報等の伝達系統図 (差替え)



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

62	<p>(2) 火災気象通報</p> <p>① 新潟地方気象台の業務</p> <p>新潟地方気象台は、<u>火災気象通報を発表するときは、知事へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。</u></p>	<p>(2) 火災気象通報</p> <p>① 新潟地方気象台の業務</p> <p>新潟地方気象台は、<u>消防法（第22条第1項）の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、新潟県知事に対して火災気象通報を通報する。</u></p>
----	---	---

第3章 第18節 救急・救助活動計画

隊名称の修正【糸魚川警察署・事務局】

ページ	現 行 計 画	修 正 案
94	<p>1 計画の方針</p> <p>〈中略〉 また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、<u>警察広域緊急援助隊</u>、県内広域消防応援隊、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う</p>	<p><u>警察災害派遣隊</u></p>

津波災害対策編

第2章 第1節 防災教育・訓練

平成25年の気象業務法の一部改正により、「大津波警報」は「特別警報」に位置付けられている。【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
12	<p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 防災教育</p> <p>① 市民・事業者等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>〈中略〉</p> <p>(カ) <u>特別警報</u>、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときの適切な行動</p> <p>〈中略〉</p>	<p>(カ) 大津波警報 <u>(特別警報)</u>、津波警報、津波注意報が発表されたときの適切な行動</p> <p>〈中略〉</p>
13	<p>e 災害時の心得</p> <p>〈中略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動 津波警報が発表されたとき、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときと同様に、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。 	<p>e 災害時の心得</p> <p>〈中略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動 津波警報が発表されたとき、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき <u>は</u>、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること

第2章 第24節 避難体制の整備

気象庁が発表する津波予報区名に修正【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
42	<p>③ 避難に関する情報の発出基準</p> <p>ア 避難に関する情報の発出基準</p> <p>表中 「津波警報等の種類」欄</p> <p>大津波警報</p> <p>(<u>上越地域</u>に大津波警報が発表された場合)</p>	<p>③ 避難に関する情報の発出基準</p> <p>ア 避難に関する情報の発出基準</p> <p>表中 「津波警報等の種類」欄</p> <p>大津波警報</p> <p>(<u>新潟県上中下越</u>に大津波警報が発表された場合)</p>

<p>津波警報 (上越地域に津波警報が発表された場合) 津波注意報 (上越地域に津波注意報が発表された場合)</p>	<p>津波警報 (新潟県上中下越に津波警報が発表された場合) 津波注意報 (新潟県上中下越に津波注意報が発表された場合)</p>
---	---

第3章 第6節 津波避難計画

表現の適正化と表記の修正【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
61	<p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達 (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報 〈中略〉予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、<u>正確な地震規模を確定し、その地震規模から</u>予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。 〈中略〉</p>	<p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達 (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報 〈中略〉予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で<u>求められる地震規模(モーメントマグニチュード)をもとに</u>、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。 〈中略〉</p>
62	<p>3 津波情報 (1) 津波情報の発表等 ■津波情報の種類と発表内容 〈表省略〉 ア 沿岸で観測された津波の<u>第1波</u>の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 〈中略〉 ■最大波の観測値の発表内容 〈表省略〉</p>	<p><u>第一波</u></p>
63	<p>ア 沖合で観測された津波の<u>第1波</u>の観測時刻と押し引き、その時点における最大の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（<u>第1波</u>の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 〈中略〉</p>	<p><u>第一波</u> <u>第一波</u></p>

67	<p>(2) 津波情報の留意事項等 〈中略〉</p> <p>③ 津波観測に関する情報 ア 津波による潮位変化（<u>第1波</u>の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 〈中略〉</p> <p>6 業務の内容 〈中略〉</p> <p>(2) 津波警報等の伝達 図中 第九管区海上保安本部</p>	<p><u>第一波</u></p> <p>6 業務の内容 〈中略〉</p> <p>(2) 津波警報等の伝達 図中 第九管区海上保安本部 〈二重線の囲みに修正〉</p>
----	--	---

第3章 第14節 水防活動計画

7ページに「大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）」と記載されていることから、次の箇所の記述を変更【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
79	<p>③ 水防管理者は、次の基準により水防団（消防団）に配備指令を発するものとする。 表中 <u>津波注意報・警報等が発令されたとき。</u></p>	<p>表中 <u>津波警報等が発令されたとき。</u></p>

表現の適正化【糸魚川警察署】

ページ	パブコメ案	修正案
80	<p>2 業務の内容 (5) 市民等の安全確保 ④ 避難を指示する場合には、<u>市の区域を管轄する</u>糸魚川警察署長に通知する。</p>	<p>④ 避難を指示する場合には、<u>市を管轄する</u>糸魚川警察署長に通知する。</p>

平成 26 年 4 月 1 日付けで、姫川（山本観測所）の水位基準が変更になったことから修正【事務局】

ページ	パブコメ案	修正案
81	<p>■水防警報の対象となる指定水位観測所 表中</p> <p>水防団待機水位（通報水位） <u>0.61m</u></p> <p>はん濫注意水位（警戒水位） <u>1.40m</u></p>	<p>水防団待機水位（通報水位） <u>0.65m</u></p> <p>はん濫注意水位（警戒水位） <u>1.20m</u></p> <p>※次の各節についても該当箇所を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害対策編 第3章「第4節 洪水予報・水防警報伝達計画」 ・風水害対策編 第3章「第9節 市民等避難計画」 ・風水害対策編 第3章「第17節 水防活動計画」 ・個別災害対策編 第1章「第2節 洪水予報・水防警報の伝達」

第3章 第15節 救急・救助活動計画

隊名称の修正【糸魚川警察署】

ページ	パブコメ案	修正案
82	<p>1 計画の方針</p> <p>地震又は津波により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、<u>警察広域緊急援助隊</u>、県内広域消防応援隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う。</p>	<p><u>警察災害派遣隊</u></p>

個別災害対策編

第2章 雪害対策 第3節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報

重要度の高い「特別警報・警報・注意報」の順に変更【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
5	<p>1 計画の方針 新潟地方気象台が雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する、降雪等に関する気象注意報・警報・特別警報及び予報等について定める。</p> <p>2 降雪等に関する注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準 〈表省略〉</p> <p>3 それぞれの役割 (2) 県の役割 〈中略〉 ② 新潟地方気象台から、注意報・警報・特別警報及び気象情報の通報を受けた時は、市に伝達する。</p>	<p>1 計画の方針 新潟地方気象台が雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する、降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報等について定める。</p> <p>2 降雪等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 〈表省略〉 ※表を特別警報・警報・注意報の順に並べ替え</p> <p>3 それぞれの役割 (2) 県の役割 〈中略〉 ② 新潟地方気象台から、特別警報・警報・注意報及び気象情報の通報を受けたときは、市に伝達する。</p>

火山災害対策

個別災害対策編 第4章 火山災害対策 第1節 火山災害予防計画

表記の適正化。新潟焼山の噴火警戒レベル表については、平成26年2月10日の新潟焼山火山防災協議会での決定事項を踏まえた修正。

【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
41	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山の噴火は、〈中略〉</p> <p>このため、大規模な噴火等の危険が切迫していると判断された場合は、危険区域の住民等を、事前に危険区域外に避難させることにより、人的被害の極小化を図る。特に、火山防災のため監視・観測体制の充実等が必要な火山として国、県、関係市町村、関係機関、専門家により設置された新潟焼山火山防災協議会に参画し、平時から避難対策等を検討する。</p> <p>〈中略〉</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山の噴火は、〈中略〉</p> <p>このため、大規模な噴火等の危険が切迫していると判断された場合は、危険区域の住民等を、事前に危険区域外に避難させることにより、人的被害の極小化を図る。特に、<u>新潟焼山は火山噴火予知連絡会によって火山防災のため監視・観測体制の充実等が必要な火山として選定（平成21年6月）されており、火山防災対策等を推進するために</u>国、県、関係市町村、関係機関、専門家により設置された新潟焼山火山防災協議会に参画し、平時から避難対策等を検討する。</p> <p>〈中略〉</p>
43	<p>(5) 噴火警報等の概要</p> <p>ア 気象庁が発表する噴火警報及び噴火予報（<u>新潟焼山及び妙高山</u>）</p> <p>〈中略〉</p> <p>（噴火警報・噴火予報等の対象範囲や発表基準は以下のとおり）</p> <p>イ 気象庁が発表する噴火警戒レベル（<u>新潟焼山</u>）</p> <p>〈中略〉</p>	<p>(5) 噴火警報等の概要</p> <p>ア 気象庁が発表する噴火警報及び噴火予報</p> <p>〈中略〉</p> <p>（噴火警報・噴火予報の対象範囲や発表基準は以下のとおり）</p> <p>イ 気象庁が発表する噴火警戒レベル</p> <p>〈中略〉</p> <p style="text-align: right;">〈山の名称を削除〉</p>
44	<p>◎噴火警戒レベルが運用されている火山（<u>新潟焼山</u> 等）</p> <p>表中 「警報」の名称欄</p> <p><u>噴火警報又は火山周辺噴火警報</u></p>	<p>◎噴火警戒レベルが運用されている火山（<u>県内では新潟焼山が該当</u>）</p> <p>表中 「警報」の名称欄</p> <p><u>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</u></p>

◎噴火警戒レベルが運用されていない火山（妙高山 等）

表中 「警報」 の名称欄
噴火警報又は火山周辺噴火警報

◎新潟焼山の噴火警戒レベル表

種別	警報予報	対象範囲	レベルとキーワード	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	火山活動の状況
特別警報	噴火警報	居住地域	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●マグマ噴火による火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域に切迫している、あるいは到達。 <p>【過去事例】 887年：火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年：火砕流が日本海へ到達。 1773年：火砕流発生。一部は南側にも流下。</p>
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 <p>【過去事例】 観測事例なし</p>
警報	火山周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂から半径4 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 <p>【過去事例】 観測事例なし</p>
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂から半径2 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 <p>【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約1 km程度まで飛散</p>
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山胚の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり

注） ここでいう「噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
※新潟焼山においては、平成23年3月31日より噴火警戒レベルを運用

◎噴火警戒レベルが運用されていない火山（県内では妙高山が該当）

表中 「警報」 の名称欄
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報

◎新潟焼山の噴火警戒レベル表

〈平成26年2月10日の新潟焼山火山防災協議会での決定事項を踏まえ、表の差替え〉

(平成23年3月31日運用開始)
(平成26年2月10日一部改正)

種別	警報等	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・マグマ噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <p>【過去事例】 887年（？）^{※2}：火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年：火砕流が日本海付近まで到達。 1773年：火砕流発生。一部は南側にも流下。 </p>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂から半径4 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ・居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂から半径2 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 <p>【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約1 km程度まで飛散</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり

注1） ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
注2）「887年」については、1235年の鎌倉時代になるとの報告（早川ほか、2011）がある。

46	<p>2 市の役割 〈中略〉</p> <p>(2) 避難指示等の具体的な発令基準の策定・見直し 市は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。 〈中略〉</p>	<p>2 市の役割 〈中略〉</p> <p>(2) 避難指示等の具体的な発令基準の策定・見直し 市は、噴火警報（噴火警戒レベル）の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。〈中略〉</p>
----	--	---

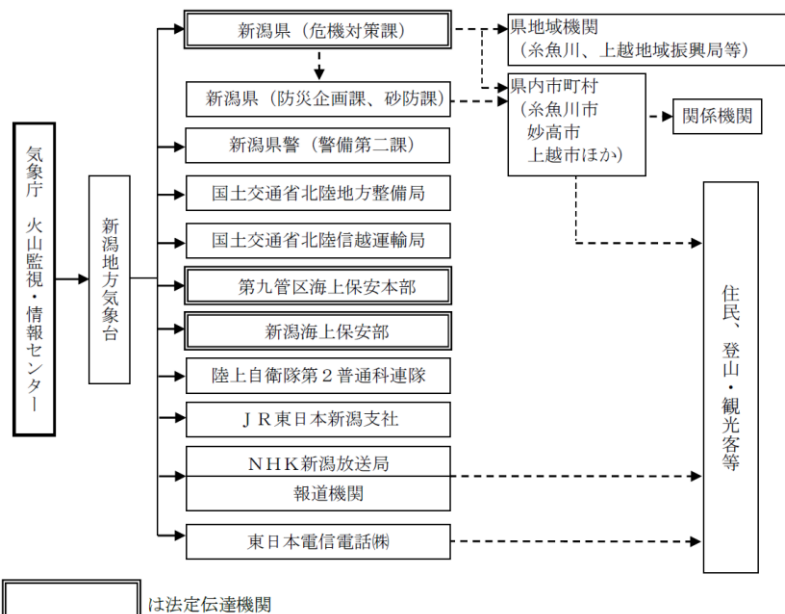
個別災害対策編 第4章 火山災害対策 第2節 火山災害応急対策
表記の適正化【新潟地方気象台】

ページ	パブコメ案	修正案
49	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の役割</p> <p>イ 県の役割</p> <p>県は、新潟県焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容を住民及び関係機関に周知する。〈中略〉</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(2) 各主体の役割</p> <p>イ 県の役割</p> <p>県は、新潟焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）等から噴火警報等の伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、その内容を住民及び関係機関に周知する。〈中略〉</p>
50	<p>ウ 市の役割</p> <p>市は、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）から噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）の伝達を受けた場合には、その内容を住民及び関係機関に周知するとともに、新潟焼山火山防災協議会の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、入山規制や避難勧告等を行う。また住民等の適時適切な避難、避難所の開設、避難所の管理運営、降灰対策等の措置を講ずる。〈中略〉</p>	<p>ウ 市の役割</p> <p>市は、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）等から噴火警報（噴火警戒レベル）の伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、その内容を住民及び関係機関に周知する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民へ周知する。新潟焼山火山防災協議会の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、入山規制や避難勧告等を行う。さらに住民等の適時適切な避難、避難所の開設、避難所の管理運営、降灰対策等の措置を講ずる。〈中略〉</p>

<p>50</p>	<p>エ 新潟地方気象台の役割</p> <p>新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山活動について情報収集に努めるとともに、気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報等を関係機関に<u>伝達</u>するとともに、<u>放送機関</u>に伝達する。</p> <p>〈中略〉</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>火山の活動についての的確な監視及び観測を実施し、関係機関、住民等への噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）についての迅速な周知を図るとともに、入山規制等、迅速な住民等の避難、降灰対策等を的確に行うことにより、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。</p> <p>〈中略〉</p>	<p>エ 新潟地方気象台の役割</p> <p>新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山活動について情報収集に努めるとともに、気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報等を関係機関に伝達する。</p> <p>〈中略〉</p> <p>(3) 達成目標</p> <p>火山の活動についての的確な監視及び観測を実施し、関係機関、住民等への噴火警報（噴火警戒レベル）についての迅速な周知を図るとともに、入山規制等、迅速な住民等の避難、降灰対策等を的確に行うことにより、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。</p> <p>〈中略〉</p>
<p>51</p>	<p>3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報・<u>予報</u>について</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の種類</p> <p>ア 噴火警報、<u>予報</u>の名称、発表基準、噴火警戒レベル等</p> <p>〈中略〉</p>	<p>3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報<u>等</u>について</p> <p>(1) 噴火警報等の種類</p> <p>ア 噴火警報<u>及び噴火</u>予報、発表基準、噴火警戒レベル等</p> <p>〈中略〉</p>

52

(3) 噴火警報等の伝達系統図



〈中略〉

55

(2) 噴火警報等の伝達

表中 新潟地方気象台

- ・気象庁火山監視・情報センターが発表した噴火警報等のうち、9火山（県内は新潟焼山・妙高山、県外は県境から概ね40km以内で、防災対策上必要とする活火山）に係る噴火警報等を県、警察本部及び放送機関に伝達する。

(3) 入山規制等

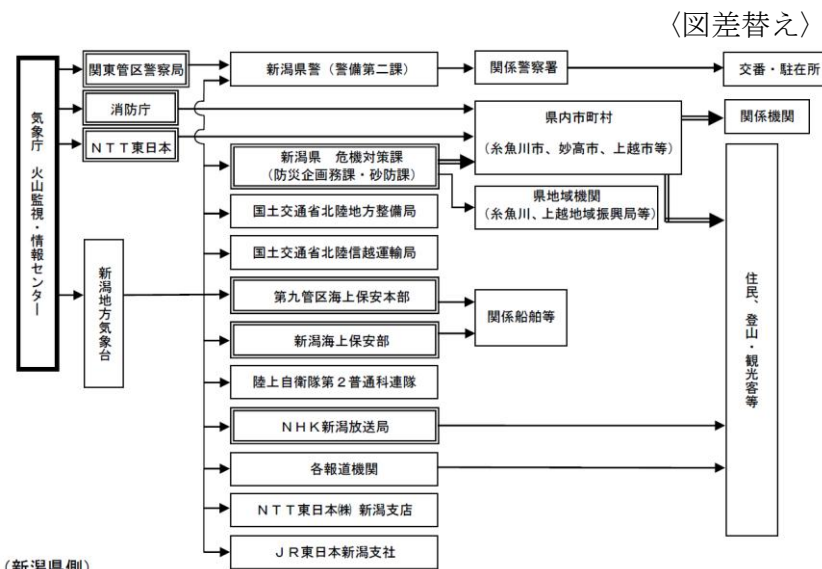
表中

- ・火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、〈中略〉

(4) 住民等の避難

- ・火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、〈中略〉

(3) 噴火警報等の伝達系統図



(新潟県側)

注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

〈中略〉

(2) 噴火警報等の伝達

表中 新潟地方気象台

- ・気象庁火山監視・情報センターが発表した噴火警報等のうち、9火山（県内は新潟焼山・妙高山、県外は県境から概ね40km以内で、防災対策上必要とする活火山）に係る噴火警報等を県等の関係機関に伝達する。

(3) 入山規制等

表中

- ・火山活動の状況に応じて発表される噴火警報（噴火警戒レベル）に対応し、〈中略〉

(4) 住民等の避難

- ・火山活動の状況に応じて発表される噴火警報（噴火警戒レベル）に対応し、〈中略〉

原子力災害対策編

第1章 第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

原子力災害が発生した場合に風向風速や降水状況など、避難のための情報を提供する状況になると考えられますので、9ページの【指定地方行政機関】の表に、新潟地方気象台の業務として、「1 気象・地象・水象に関する情報の収集及び伝達に関すること。」を記述願いたい。
【新潟地方気象台】

→ 新潟地方気象台の業務については、総則編（第1章「第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」）に記述させていただきます。

原子力災害対策編の本節については、総則編の上記箇所に記述したこと以外の事項で、特に原子力災害に関する事項を記述したいと考えます。よって、ご要望の記述については追記しないこととします。【事務局】

第2章 第8節 屋内退避・避難体制の整備

原子力災害が発生した場合に避難のための情報として、気象観測データ等が必要になる考えられますので、「避難計画作成にあたって考慮すべき事項」に①「気象条件を考慮すること」及び②「気象条件を確認するためには、必要に応じて新潟地方気象台や気象庁ホームページなどから、速やかに気象情報を入手する。」の記述を加え、新潟地方気象台とのかかわりについても記述願いたい。【新潟地方気象台】

→ ①については、下記のとおり追記します。

本節の避難計画の作成は、災害が発生した場合の対策ではなく、事前に作成することを定めた内容であるため、②の要望については追記しないこととします。【事務局】

ページ	パブコメ案	修正案
26	3 それぞれの役割 (1) 市の役割 ① 避難計画の作成 〈中略〉 イ 計画作成にあたって考慮すべき事項 屋内退避及び避難に係る住民への指示、屋内退避所や広域避難にあたっての集合場所、移動手段の手配、避難先、その他必要な事項及び手順等について、事象の進展や風向きなどを考慮して作成するものとする。 〈中略〉	3 それぞれの役割 (1) 市の役割 ① 避難計画の作成 〈中略〉 イ 計画作成にあたって考慮すべき事項 屋内退避及び避難に係る住民への指示、屋内退避所や広域避難にあたっての集合場所、移動手段の手配、避難先、その他必要な事項及び手順等について、事象の進展や風向きなど の気象条件 を考慮して作成するものとする。〈中略〉

第3章 第5節 治安の確保

表記の適正化【糸魚川警察署】

ページ	パブコメ案	修正案
54 55	<p>3 業務の内容</p> <p>(3) 交通対策活動</p> <p>② う回対策</p> <p>県警察及び道路管理者は、警戒区域等の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域等へ向かう車両等のう回措置を講ずる。</p>	<p>県警察及び道路管理者は、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">「等」の削除</p>

第3章 第13節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

表記の適正化【糸魚川警察署】

ページ	パブコメ案	修正案
68	<p>3 業務の内容</p> <p>(3) 警察機関の活動</p> <p>事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。</p>	<p>事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。</p> <p style="text-align: right;">「最寄りの」削除</p>

化学工業地域災害対策編

青海地域の公民館組織体制の改編（平成 26 年 4 月 1 日）に伴い、地区公民館及び支館等の施設名称が変更になったため、次のとおり所要の修正を行うもの。【事務局】

第 1 章 第 1 節 計画の目的／第 2 節 指定地域の範囲／第 3 節 想定される災害

第 4 章 第 4 節 避難対策及び警戒区域の設定

ページ	現 行 計 画	修 正 案
3 17	<p>■ 防災対策指定区域図（田海化学工業地域） 図中</p> <p>■ 化学工業災害における第 1 次的な指定避難場所 表中</p> <p><u>寺地地区公民館</u></p> <p><u>八久保地区公民館</u></p> <p><u>須沢地区公民館</u></p> <p><u>高畑地区公民館</u></p> <p><u>寺地保育所</u></p>	<p>【名称変更】</p> <p><u>寺地支館</u></p> <p><u>八久保支館</u></p> <p><u>須沢支館</u></p> <p><u>高畑支館</u></p> <p><u>寺地保育園</u></p> <p>【追加】</p> <p><u>田沢地区公民館</u></p>